

令和5年第4回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和5年4月24日(月) 午前9時30分

東浦町役場 西会議室1

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和5年第3回定例会会議録承認

日程第 2 議案第19号 知多教科用図書採択地区協議会委員の指名について

【学校教育課】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第7号 令和5年第1回東浦町議会定例会における一般質問

及び回答について

【教 育 部】

日程第 5 報告第8号 令和5年度東浦町教育委員会職員数について

【教 育 部】

日程第 6 報告第9号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について

【学校教育課】

日程第 7 各課報告

閉 会

時 分

次回

第5回定例会

令和5年5月12日(金) 午前9時30分

場所 東浦町郷土資料館 講義室

自由討議

議案第 19 号

知多教科用図書採択地区協議会委員の指名について

令和 5 年度知多教科用図書採択地区協議会委員を別紙のとおり指名するものとする。

令和 5 年 4 月 24 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

知多教科用図書採択地区協議会規約第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、提案するものである。

令和5年度知多教科用図書採択地区協議会委員指名

令和5年4月1日付

氏 名	役 名
林 克次	学識経験者（元日本福祉大学 非常勤講師）

【参考】

◎知多教科用図書採択地区協議会規約

（組織）

第 3 条 地区協議会の委員（以下「委員」という）は、次の号にかかげる者で組織する。

（1）知多地区市町教育委員会教育長

（2）知多地区公立小中学校の校長・教頭・教員のうち、関係市町教育委員会が指名する者

（3）学識経験者並びに知多地区公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、関係市町教育委員会が指名する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

3 地区協議会の委員の任期は、1年間とする。

知多教科用図書採択地区協議会規約

(設置)

第 1 条 知多地区市町教育委員会は、知多地区の公立各小・中学校において使用する教科用図書を共同して研究協議し、種目ごとに1種の教科用図書を採択するために、「知多教科用図書採択地区協議会」（以下「地区協議会」という）を設置する。

第 2 条 前条の知多地区とは、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の範囲をいう。

(組織)

第 3 条 地区協議会の委員（以下「委員」という）は、次の号にかかげる者で組織する。

(1) 知多地区市町教育委員会教育長

(2) 知多地区公立小中学校の校長・教頭・教員のうち、関係市町教育委員会が指名する者

(3) 学識経験者並びに知多地区公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、関係市町教育委員会が指名する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

3 地区協議会の委員の任期は、1年間とする。

第 4 条 地区協議会には、委員の互選により次の役員をおく。

会 長 1名 副会長 1名

第 5 条 会長は会務を総括し、会議の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれにかわる。

第 6 条 事務局は、地区協議会の会長の所属する市町教育委員会に置く。

(会議)

第 7 条 地区協議会は必要に応じて会長が招集する。

2 地区協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で採決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 地区協議会は非公開とする。

5 地区協議会委員は採択に係る事案について第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。ただし、事前に地区協議会に書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(研究員)

第 8 条 地区協議会は、その目的を達成するために教科用図書研究員を置くことができる。

2 教科用図書研究員は知多地区公立小・中学校の校長、教頭、教員のうちから会長が委嘱する。

- 3 研究員は会長の命を受けて、見本の送付があったすべての教科用図書を研究し、その結果を地区協議会へ報告する。

(教科用図書の選定方法)

第 9 条 教科用図書の選定は第 8 条 3 項の報告及び愛知県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、地区協議会の会議において協議し、決定する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、会長は、以下の方法で選定することができる。

- (1) 委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- (2) 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た 2 種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- (3) 前項の場合において、投票を行うべき 2 種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるにあたり得票数が同じときは、協議の経緯を勘案し、会長がこれを決する。

(経費の負担)

第 10 条 地区協議会の運営のために必要な経費は、知多地方教育事務協議会から拠出する。

(記録及び資料の保存)

第 11 条 地区協議会に係る記録及び資料の保存年限は 5 年とする。

(議事録及び関係書類の開示)

第 12 条 地区協議会の議事録及び関係書類の開示は、事務局を置く教育委員会が担当し、その年度の 9 月 1 日以降とする。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、地区協議会にはかつて定める。

付 則 この規約は、昭和 39 年 6 月 15 日より施行する。

昭和 44 年 4 月 1 日 改正

昭和 45 年 9 月 1 日 改正

平成 3 年 4 月 1 日 改正

平成 12 年 4 月 1 日 改正

平成 25 年 10 月 16 日 改正

平成 26 年 5 月 20 日 改正

平成 27 年 4 月 3 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

令和5年4月 教 育 長 報 告

(行 事 報 告)

【日 付】	【報 告 内 容】
4 月 2 日 (日)	東浦町消防団入退団式
4 月 3 日 (月)	町職員辞令交付式 教職員発令通知式・新任受入式
4 月 4 日 (火)	ふるさとガイド総会 知多地方教育事務協議会
4 月 5 日 (水)	愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎開校・入学式
4 月 6 日 (木)	入学式 (卯ノ里小学校) 学校配当予算説明会
4 月 7 日 (金)	入学式 (西部中学校)
4 月 10 日 (月)	臨時議会
4 月 11 日 (火)	学校経営会議 学校開放委員会
4 月 13 日 (木)	教頭会議 愛知県町村教育長協議会役員会
4 月 14 日 (金)	駅伝実行委員会
4 月 15 日 (土)	於大まつり
4 月 16 日 (日)	ボーイスカウト上進・入隊式
4 月 18 日 (火)	行政経営会議
4 月 19 日 (水)	共同学校事務室運営委員会
4 月 20 日 (木)	町商工会青年部総会
4 月 24 日 (月)	第4回教育委員会定例会

令和 5 年
第 1 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 1） 間瀬 宗則 議員

2. 新型コロナ対策転換、健康保険証廃止で日常生活はどう変わるか

（1）新型コロナウイルス感染症の「5類」移行にあたっては、町民の生活や医療機関などに大きな影響を及ぼすことから現在は、準備期間であると認識していますが、学校生活、地域生活における対策はどのように変化するか、見解を伺う。

【回答】「新型コロナウイルス感染症の5類移行における学校生活、地域生活の変化」についてですが、現在、国において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の位置づけの変更等が進められており、令和5年5月8日より、5類感染症に位置付ける方針が示されています。今後、厚生科学審議会感染症部会で予定どおり移行することができるかどうか、最終的な検討、確認がされた後、位置づけの変更等が行われる見通しとなっています。

学校生活における対策については、令和5年2月17日現在、4月以降の方針について文部科学省、および愛知県教育委員会からは通知が来ておりません。しかしながら、報道にもあるとおり、新学期が始まる4月から、教育活動では原則としてマスクの着用を求めない方向で調整に入ったとの情報があります。

具体的には、体育を含めた授業全般や合唱、運動部の活動などでマスクの着用を求めない方向だということです。

東浦町教育委員会としては、マスクの着用をお願いして参りましたが、今後はマスクをしてもよいし、しなくてもよいものとしていくことになると考えております。また、5類となれば、常時給食時も座席等の工夫をしてきましたが、特にする必要はなくなると考えております。

なお、感染症が流行した際には、適切な換気、手洗いうがいの励行、給食時の配慮等コロナ以前と同様な対応をしていきます。

また、地域生活においては、現在、国が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や愛知県が示す「感染防止対策」により、個人及び事業者それぞれの立場に沿った感染防止対策が図られているところです。

今後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の位置づけの変更等により、感染者への入院勧告や感染者や濃厚接触者の外出制限、感染者の把握、緊急事態宣言等の発出がなくなることや、飲食店等に対する営業時間短縮やイベント時の人数制限などの要請など、国が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止となり、自主的な感染対策が求められることとなります。具体的な方針は、令和5年2月17日現在、示されていませんが、学校生活と同様、感染症が流行した際には、適切な換気、手洗いうがいの励行など新型コロナウイルス感染症のみならず、感染症全般に有効とされる対策を継続実施することで、感染拡大を防止していくことになるかと想定されます。

質問者（質問順位 3） 田崎 守人 議員

1. 交通事故のないまちを目指した取り組みと改善の定着を

（6）園児、児童、生徒、高齢者に対する交通事故防止の取り組み内容と成果は。また、現在捉える問題点とその課題は。

【回答】「園児、児童、生徒、高齢者に対する交通事故防止の取り組み内容と成果及び現在捉える問題点や課題」についてですが、園児に対する取り組みは、交通安全を題材にした紙芝居を行うなど、日頃から保育に取り入れています。

また、月に一度、園庭で交通指導員等による交通教室、年に一度、園近くの公道で半田警察署による親子交通教室を実施して、交通ルールを始め、基本的な行動を身につける実地訓練を行っています。

成果としては、園児に繰り返し教えることで、交通ルールを守ることの大切さや、自分の身は自分で守る大切さを身につけていくことができているとともに、保護者も合わせて交通教室に参加することで、交通安全に対する意識醸成に繋がっていると考えています。

学校での交通事故防止の取り組みとしては、各学校で交通指導員などが交通安全教室を実施するなど、事故にあわないよう児童、生徒への交通指導を行っています。

また、通学路交通安全対策担当者連絡会や関係機関との合同点検を通じて、危険箇所の改修や愛知県への改善要望を実施しています。

成果としては、今年度新たに改善要望があった 26 箇所の危険箇所のうち、愛知県へ 8 箇所の要望を行い、町が現時点で既に 3 箇所の改修を実施済みで、今後 9 箇所の改修を予定しております。

高齢者に対する交通事故防止の取り組みとしては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、過去 3 年間は実施されていませんが、例年、ドライブレコーダーを利用した運転の検証や高齢者事故の実態についての座学、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時の加速抑制装置を備えた自動車の実車体験等ができる、高齢者交通安全実践講座へ、各地区老人クラブ会員の方に対して参加を促していました。

また、高齢者交通安全協議会に依頼し、本町で行う交通安全キャンペーン等の啓発活動や、高齢者の無事故・無違反 100 日間ラリーに参加していました。

成果としては、特にお示しできるものはありません。

現在捉える問題点としましては、子どもは身体的に未発達であり、小さな身体ですと、運転者からは見えづらいこと、園児、児童、生徒のときは交通事故に遭わないために、左右確認や手を挙げて横断歩道を渡ること、自転車に乗るときはヘルメットを着用するなど、交通安全に対する意識が定着され

ていますが、年を重ねるとその意識が薄れてしまうことです。

また、学校、P T A等から毎年度、交通危険箇所の改善要望がありますが、関係機関が複数あり、迅速な情報共有や対応への連携にも問題があると認識しております。

そのような問題の中で、園児、児童、生徒のように歩行者側に対する交通事故防止の取り組みは各保育園や学校で実施していますが、大人に対する交通安全の啓発も行って事故防止に繋げていくこと、また、通学路交通安全対策担当者連絡会の会議回数を見直し、関係機関の情報共有を密にすることなどが課題と考えております。

質問者（質問順位 4）秋葉 富士子 議員

1. 災害に負けない防災・減災の取り組みについて

（3）防災教育について。

ア. 本町の小中学生、高校生への防災教育の状況について伺います。

イ. 防災教育で「マイ・タイムライン（自身の避難行動計画）」を活用することを提案しますが、見解を伺います。

【回答】アの「小中学生、高校生への防災教育状況」についてですが、町内の小・中学校及び東浦高校では、地震・火災・風水害等を想定した避難訓練を定期的実施し、状況に応じて沈着冷静で素早く避難できるようにしています。

集団行動訓練によって機敏性を養い、災害時における適切な判断力を身に付けさせ、危険から身を守る態度を育てています。

また、防災についての意識を育てるために、小・中学校では、社会科の時間を中心に、地震・火災・風水害における防災、減災の視点で調べ学習をしたり、調べて分かったことを発表したりするなどの防災学習を進めています。

東浦高校では、代表生徒が防災について調べ学習を行い、全校生徒の前で講話という形で発表しています。

さらに、小学校では東浦防災ネットによる地震体験学習や防災学習会、消防庁による災害伝承 10 年プロジェクトとして、東日本大震災を経験した「語り部」による講演会、中学校では、東浦防災ネットによる防災学習会を行っています。

中学校・東浦高校では、一部の生徒を対象に東浦町社会福祉協議会や自主防災会による防災学習会、消防署員による A E D 研修会を行っています。

次にイの「防災教育で「マイ・タイムライン（自身の避難行動計画）」を活用する見解」についてですが、小学校では東浦防災ネットによりマイ・タイムラインの啓発を本年度から行っています。

いざという時にあわてず避難行動をとるために、事前に各家庭で話し合うことは、大変重要であることから、引き続き、防災教育として、マイ・タイムラインを活用していきたいと考えています。

質問者（質問順位 5） 米村 佳代子 議員

3. 緒川村郷蔵跡地の活用等について

令和4年9月定例会にて「緒川村郷蔵の登録文化財の指定」の質問に対し、「令和4年度中に郷蔵の調査を予定しており、今後、解体は避けられない。」との答弁でした。地域住民から、「慣れ親しんだ郷蔵を残せないか、地域の祭礼の道具が保管してある。」との声が聴かれます。郷蔵撤去後、郷蔵西側の町道拡幅の予定とのことですが、緒川村郷蔵は尾張藩期から連綿と建ち続けてきた歴史ある建物です。跡地の活用及び、景観まちづくりを示し、郷蔵の風情や緒川の旧道を思い起こすような仕方で、道路と隣接する緒川児童館の間に塀等の施工が必要と考え、検討を伺います。

【回答】「緒川村郷蔵跡地の活用等」についてお答えします。

緒川村郷蔵は、江戸時代に建てられた土蔵で、緒川の景観の一部をなしている建物ですが、建物の劣化が進んでおり、今年度、建物の調査及び図面の記録作成を行いました。

劣化が進んでいること、及び郷蔵に隣接する道路の拡幅も予定されていることから、現況のままで修復を施して保存することは難しく、令和5年度に解体を予定しています。

町文化財保護審議会では、郷蔵の解体に関して、残念だがやむを得ないというご意見、郷蔵の部材で残せるものは残してほしいというご意見、記録を残して伝えていくことが大切であるというご意見などをいただきました。

郷蔵の跡地については、緒川の屋敷のまち並みの旧道沿いの景観を少しでも残せるよう、道路拡幅工事にあわせて、郷蔵で用いられている黒い板塀を利用した黒塀の設置等を検討してまいります。

質問者（質問順位 7） 小松原 英治 議員

1. 「東浦町公共施設再配置計画」及び「東浦町立地適正化計画」について

（5）「東浦町公共施設個別施設計画」の対象となっていない学校教育施設について、統廃合・移転等、今後の方向性は具現化されるのか。

【回答】「学校教育施設の今後の方向性」についてですが、本町では、令和元年9月に学校施設の長寿命化計画を策定しており、学校施設の長寿命化計画を個別計画として位置付けています。

本町の学校施設の長寿命化計画では、施設の更新に係るコストの平準化を図るため、既存施設の長寿命化を図ること、将来の児童生徒数の増減を十分に考慮し、地域住民、保護者に理解を得た上で計画的に統合や廃止を推進することを基本方針として定めています。

この基本方針のとおり、現状の学校施設の長寿命化計画では、施設再編の具体的な内容に至っていません。そのため、東浦町公共施設再配置計画の策定が完了後、再配置計画との整合を図るように見直しを行っていきます。

2. 休日の部活動の地域移行について

文部科学省は、中学校の休日の部活動を地域移行するために、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしている。そこで、以下に質問する。

（1）休日の部活動の地域移行について、目的・方針・取組内容及び概要は。

（2）地域移行の実現に向けてのタイムスケジュールは。

（3）部活動の地域移行の課題は。

【回答】（1）の「休日の部活動の地域移行について、目的・方針・取組内容及び概要」についてですが、国は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指しています。

国が示す総合的なガイドラインでは「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することと示されています。

また、教員にとって経験のない部活動や休日の指導が大きな負担となっていることから、休日の部活動を廃止し、地域での活動とすることで、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上していくため、実施するものです。

東浦町も例外ではなく、生徒数が減少傾向となっています。令和4年度に廃部となった部活動や単独でチームを構成することのできない部活動が存在しており、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することは急務であると考えて、部活動の地域移行に向けて準備を進めております。

また、競技・活動経験のない部活動への指導や休日も含めた部活動の指導が大きな業務負担となっており、休日の部活動が教員の多忙化の一因となっているため、休日の部活動を廃止し、教員の多忙化を解消し、教育の質の向上を目指すこととしています。

町の方針としては、スポーツ・文化協会等団体が主催する練習会や大会等での活動や、地域のクラブチームや文化サークル等での活動の他に、新たに町内の中学生が参加可能で、地域の指導者等が指導を行う「町営クラブ(仮称)」を設立し、最短で令和5年9月から休日の部活動を廃止し、準備が整った活動から順次開始していきたいと考えています。

今までの取組内容及び概要については、令和4年6月に町内全中学校の校長及び部活動主任、学校体育担当校長、教育部部課長等で構成する東浦町部活動の地域移行推進検討会を立ち上げ2月までに6回会議を行い、方針案等を検討してきました。

また、指導者、スポーツ・文化団体、学校関係者等で組織する東浦町部活動の地域移行推進協議会も立ち上げました。これまでに2回開催し、部活動地域移行についての背景、国の方針、町の考え方等の共通認識を図り、町の方針案等について検討してきました。

その他ニーズ調査として、令和4年9月に町内小学5・6年生、中学1年生及びその保護者へ部活動の地域移行についてのアンケートを行い、その結果を検討会・協議会で共有しながら、町の方針検討の拠りどころとしてきました。

次に(2)の「地域移行の実現に向けてのタイムスケジュール」についてですが、現在、町内小中学校教職員へ部活動地域移行に関するアンケートを実施しています。

3月中に検討会で方針案を策定し、協議会で教職員アンケート結果等の報告を行い、検討会の方針案や課題についてさらに協議、検討をしていく予定です。

4月末までに、町内のスポーツ・文化団体の方々にスポーツ・文化の指導者として活動する意向の調査や、町広報紙・町ホームページ等で指導者の公募を行う予定です。

また、国が示す総合的なガイドラインや県が令和4年度中に策定予定のスケジュールや制度設計の手順等を示した推進計画を踏まえた町の推進計画を策定する予定です。

4月以降、協議会を経て方針決定を行い、部活動の地域移行に関わる費用については、令和5年6月議会の補正予算で計上したいと考えています。

その後ルール作り、説明会・研修等を行い、最短で令和5年9月にできる活動から、順次開始していくことを考えています。

次に（3）の「部活動の地域移行の課題」についてですが、運営面の課題としては、適切な指導ができる指導者等の確保や活動場所の確保・調整、活動における事故補償のための保険加入、指導者への謝金・運営費等活動費用に関する制度づくりや財源確保等が考えられます。

また、施設面の課題としては、中学校の音楽室や美術室等の教室を活動場所とする場合は、活動場所以外の部屋に自由に出入りできないようにする等、学校施設内のセキュリティ強化の他に、体育館での活動のために更衣室の設置を検討する必要があります。

いずれにしましても、町の推進計画に基づき、人材・資源・財源を確保しつつ、他市町の実施状況等の情報収集を行い、改革推進期間に地域スポーツ・文化的活動に親しむ環境整備を着実に進められるよう努めてまいります。

質問者（質問順位 8） 杉下 久仁子 議員

2. 小中学校等公共施設のトイレに生理用品設置を

2022 年 10 月に、内閣府による生理用品の支援を行っている自治体の調査結果が発表され、715 の都道府県や市区町村が学校や公共施設でナプキンを無償配布するといった支援を行っていることが分かった。前年度の調査では 581 自治体であり、全国的に生理の貧困に対する行政の支援が求められていることが共通認識として広まってきている、と内閣府担当者は分析している。

近隣では、半田市や武豊町、南知多町が公共施設に設置している取り組みもある。政府が「女性の健康や尊厳に関わる重要な課題」と位置付けている点からも、本町でも小中学校を含む公共施設のトイレへの設置を求めるが、課題への認識と生理用品の設置に対する見解は。

【回答】「小中学校等公共施設のトイレに生理用品設置を」についてお答えします。

小中学校のトイレに生理用ナプキンを設置することについては、令和 3 年 6 月及び令和 4 年 9 月議会にもご質問をいただき、答弁させていただいております。

学校での対応としては、保健室に生理用ナプキンを常備しており、持ち合わせがない場合や、急を要する場合など、児童生徒に提供をしています。

生理の貧困に対する行政の支援が求められていることは、本町としても認識してはいるものの、経済的困窮を原因とした生理の貧困については、児童生徒とその保護者の家庭環境がどのような状況であるかを把握し、必要な支援を見極めて行うことが重要であると考えています。そのため、保健室において生理用ナプキンを提供することで、養護教諭が児童生徒の家庭環境の把握に努めているところであり、学校のトイレに生理用品を設置することは、現在のところ考えておりません。

「女性の健康や尊厳に関わる重要な課題」については、ジェンダー平等の観点から重要なことであるとの認識であり、生理用ナプキンを適切に使用することは、健康面においても非常に大切なことであるため、持ち合わせがない場合や、急を要する場合などは、保健室で生理用ナプキンを受け取ってもらい、安心して学校生活を送ってもらいたいと考えています。

また、公共施設のトイレに生理用ナプキンを設置することについては、人目を気にせず受け取れるなどの利点はあるものの、本当に必要とする人だけに配布することは不可能だと考えています。

従いまして、学校以外の公共施設につきましてもトイレへの設置以外の方法で、提供することを検討したいと考えています。

質問者（質問順位12） 長屋 知里 議員

2. ずっと住みたい東浦づくりの一員として

コミュニティ・スクールによる、主権者意識の醸成を。

現代社会においては、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、また、核家族が一般化することにより家庭内で社会性を育むことが難しくなり、家庭教育の限界が懸念される中、学校と家庭のみでなく、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。これらの課題解決及び未来を創造していく子どもたちの豊かな成長のためには、地域社会で見守り、育てる教育の実現が不可欠と考えられます。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みを推進するものであり、本町においても、今年度より全小中学校で取り組みが始まりました。

現在の取り組み状況においては、地域の協力を求める色が濃く、子どもたちや保護者は、地域社会に支えてもらう受け身の立場にあるように見受けられます。子どもたちもまた、保護者とともに積極的に地域の企画・行事に参加し、地域の一員としての役割を実感することこそ、重要であると考えます。主体的に地域社会の形成に参画し、他者と連携・協働しながら、社会の構成員の一人として地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けることで、未来を創ることができる主権者としての意識が醸成され、それこそがコミュニティ・スクールの意義であると考えますが、見解を伺います。

【回答】「ずっと住みたい東浦づくりの一員として」についてお答えします。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことで、保護者や地域の皆さんの声を学校運営に生かしていく仕組みです。東浦町における学校運営協議会制度については、令和3年度に西部中学校区で先行して導入し、今年度からすべての小中学校で導入いたしました。

今年度は、愛知県教育委員会が実施する地域学校協働活動コンサルタントの派遣を活用したり、学校運営協議会委員及び教職員に向け、研修会を2回開催したりしながらコミュニティ・スクールの充実を図りました。また、令和5年1月21日に開催した教育フォーラムのテーマとしてもコミュニティ・スクールを取り上げ、活動内容の紹介やコミュニティ・スクールの意義などを再確認いたしました。

今後は、このコミュニティ・スクールが、幅広い層の地域住民、団体などの参画を得て、地域と学校が緩やかなネットワークを形成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支えたり、地域と学校が協力して未来を

担う子供たちの成長を促す地域学校協働活動を推進したりする必要があると考えています。

コミュニティ・スクールの意義については、文部科学省がホームページなどでも発信していますが、これからの子供たちには、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を作り出し、課題を解決する力が求められており、未来を創ることができる主権者としての意識の醸成はコミュニティ・スクールの意義の大きなひとつであると考えます。主権者意識の向上につきましては社会科や特別活動等の学習で育成していますが、その力を実際の場で活用することが重要であります。そういった場をコミュニティ・スクールで用意し、地域の大人とともに児童・生徒と一緒に活動できることが、より実践的な主権者意識を醸成できると考えています。また、校長や教職員だけではなく、保護者や地域住民などが当事者として学校運営に参画し、目指すべき目標を共有し、その目標達成のための十分な協議をした上で、学校と地域が連携、協働して対処することが求められています。このように、保護者や地域住民などが学校と権限、責任を共有し、学校運営の当事者の一人として、学校運営に参画することができる体制を制度的に保障していることにコミュニティ・スクールの意義がある。との考えも示されており、本町としましては、今年度から全小中学校で取り組んでおります学校運営協議会制度を保護者や地域住民などにしっかりと周知するとともに地域学校協働活動との効果的な推進を図るよう努めてまいります。

令和5年度 東浦町教育委員会職員数

(4月1日人数)

		令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
教育部長		1 人	1 人	0 人	
学 校 教 育 課	職 種	令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
	正規職員	13 人	13 人	0 人	指導主事2名を含む
	会計年度任用職員	132 人	128 人		
	学校教育課事務員	1 人	1 人	0 人	
	こどもと親の相談員	2 人	2 人	0 人	
	学習支援コーディネーター	3 人	2 人	1 人	
	ふれあい教室	4 人	4 人	0 人	
	アフタースクール	12 人	12 人	0 人	
	小学校	78 人	77 人		
	学校用務員	14 人	14 人	0 人	
	学校事務員	7 人	7 人	0 人	
	休日図書用務員	2 人	2 人	0 人	藤江小学校
	心の健康相談員	7 人	7 人	0 人	
	学校生活支援員	35 人	33 人	2 人	
	教科等特別指導員	7 人	7 人	0 人	
	理科実験支援員	2 人	2 人	0 人	7校2名
	日本語適応教室補助員	4 人	5 人	△1 人	石浜西小学校
	中学校	24 人	22 人		
	学校用務員	6 人	5 人	1 人	
	学校事務員	3 人	3 人	0 人	
	学校給食用務員	2 人	2 人	0 人	
	心の健康相談員	3 人	3 人	0 人	
	学校生活支援員	7 人	6 人	1 人	
	日本語適応教室補助員	2 人	2 人	0 人	東浦中学校
	養護教諭補助員	1 人	1 人	0 人	東浦中学校
	小中学校	8 人	8 人		
	学校図書用務員	3 人	3 人	0 人	10校3名
	学校環境整備員	5 人	5 人	0 人	北地区2名、南地区3名

生涯学習課	職 種	令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
	正規職員	8 人	9 人	△ 1 人	再任用1名を含む
	会計年度任用職員	6 人	6 人		
	文化センター	3 人	3 人		
	生涯学習指導員	1 人	1 人	0 人	地域学校協働活動統括コーディネーター兼務
	事務員	2 人	2 人	0 人	
	資料館	3 人	3 人		
	資料館指導員	1 人	1 人	0 人	
	学芸員補助	1 人	1 人	0 人	
	資料館職員	1 人	1 人	0 人	

スポーツ課	職 種	令和5年度	令和4年度	増 減	備 考
	正規職員	5 人	5 人	0 人	
	会計年度任用職員	17 人	17 人		
	事務員	3 人	3 人	0 人	
	体育施設維持維持管理員	5 人	5 人	0 人	
	施設管理員	6 人	6 人	0 人	
	ふれあいセンター コミュニティセンター				
	施設管理員	3 人	3 人	0 人	

計	正規職員	27 人	28 人	△ 1 人	
	会計年度任用職員	155 人	151 人	4 人	

令和5年度 学校教育課報告

令和5年4月

児童生徒数(4月7日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	5	38	6	36	2	22	4	26	4	26	1	23	22	171
	女	0	27	1	32	3	31	2	27	1	33	1	33	8	183
	計	5	65	7	68	5	53	6	53	5	59	2	56	30	354
生路小学校	男	0	26	2	24	0	28	1	25	1	31	1	20	5	154
	女	0	27	1	31	0	36	0	25	1	21	0	27	2	167
	計	0	53	3	55	0	64	1	50	2	52	1	47	7	321
片葩小学校	男	0	18	2	27	1	37	0	36	1	34	0	45	4	197
	女	0	27	0	26	0	35	2	32	0	32	1	31	3	183
	計	0	45	2	53	1	72	2	68	1	66	1	76	7	380
石浜西小学校	男	3	32	3	38	2	45	1	45	1	45	3	40	13	245
	女	1	35	1	31	1	38	0	31	0	44	2	34	5	213
	計	4	67	4	69	3	83	1	76	1	89	5	74	18	458
緒川小学校	男	0	54	2	41	2	40	0	24	3	51	3	53	10	263
	女	0	35	1	46	1	51	0	39	2	58	0	33	4	262
	計	0	89	3	87	3	91	0	63	5	109	3	86	14	525
卯ノ里小学校	男	3	29	2	23	2	32	3	23	1	22	2	16	13	145
	女	1	26	2	25	1	16	0	28	1	18	0	26	5	139
	計	4	55	4	48	3	48	3	51	2	40	2	42	18	284
森岡小学校	男	0	31	2	34	1	38	2	39	4	48	1	36	10	226
	女	0	42	1	37	2	47	1	23	0	30	1	40	5	219
	計	0	73	3	71	3	85	3	62	4	78	2	76	15	445
小学校計	男	11	228	19	223	10	242	11	218	15	257	11	233	77	1,401
	女	2	219	7	228	8	254	5	205	5	236	5	224	32	1,366
	計	13	447	26	451	18	496	16	423	20	493	16	457	109	2,767
東浦中学校	男	1	128	8	135	4	133							13	396
	女	3	130	4	149	2	121							9	400
	計	4	258	12	284	6	254							22	796
北部中学校	男	4	69	1	83	3	69							8	221
	女	1	91	1	76	1	81							3	248
	計	5	160	2	159	4	150							11	469
西部中学校	男	2	31	0	29	1	26							3	86
	女	0	22	1	29	1	27							2	78
	計	2	53	1	58	2	53							5	164
中学校計	男	7	228	9	247	8	228							24	703
	女	4	243	6	254	4	229							14	726
	計	11	471	15	501	12	457							38	1,429

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	3 月		2 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	16	0	18
生 路 小 学 校	0	19	0	19
片 葩 小 学 校	0	22	0	23
石 浜 西 小 学 校	1	100	1	107
緒 川 小 学 校	0	39	0	38
卯ノ里小 学 校	0	30	0	30
森 岡 小 学 校	0	32	0	33
小 学 校 計	1	258	1	268
東 浦 中 学 校	0	82	0	87
北 部 中 学 校	0	48	0	49
西 部 中 学 校	0	18	0	18
中 学 校 計	0	148	0	154
総 計	1	406	1	422

長期欠席者数

(人)

学 校 名	3 月	2 月
藤 江 小 学 校	3	4
生 路 小 学 校	3	0
片 葩 小 学 校	3	4
石 浜 西 小 学 校	7	8
緒 川 小 学 校	1	3
卯ノ里小 学 校	3	4
森 岡 小 学 校	2	2
小 学 校 計	22	25
東 浦 中 学 校	34	34
北 部 中 学 校	16	16
西 部 中 学 校	2	6
中 学 校 計	52	56
総 計	74	81

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	3 月	2 月
藤 江 小 学 校	0	0
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	0	0
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	0	2
卯ノ里小 学 校	0	1
森 岡 小 学 校	0	0
小 学 校 計	0	3
東 浦 中 学 校	0	1
北 部 中 学 校	0	0
西 部 中 学 校	0	0
中 学 校 計	0	1
総 計	0	4

その他

- ・小学校水泳指導業務委託契約を締結しました(町内全小学校対象)。
- ・授業目的公衆送信補償金の申し込みを行います(町内全小中学校対象)。

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
- ・新入学学用品費(新小中1年)
- ・給食費
- ・林間学校費(小5、中2)
- ・修学旅行費(小6、中3)
- ・卒業アルバム代等

※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和5年5月)

	曜日	行事名等	備考
1	月		
2	火		
3	水	憲法記念日	
4	木	みどりの日	
5	金	こどもの日	
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		県内町村教育長会13:00～
12	金		教育委員会定例会9:30～、知教協15:30～
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		社会教育委員会14:00～
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火	修学旅行(北部中・西部中)、学校訪問(森岡小・東浦中)	
24	水	修学旅行(東浦中・北部中・西部中)	
25	木	修学旅行(東浦中・北部中・西部中)	
26	金	修学旅行(東浦中)	
27	土		
28	日		
29	月	学校訪問(卯ノ里小)	
30	火		
31	水		

令和5年
学校給食5月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

20回		献立名		備考
日	曜			
1	月	ご飯 牛乳	きびなごとじゃがいもの磯あえ ゆかりあえ 豚汁	
2	火	ご飯 牛乳	かつおのおかか煮 きゅうりの香の物あえ 若竹汁 ちまきまたは柏餅	こどもの日
8	月	ご飯 牛乳	焼き肉風炒め 和風コロッケ 具だくさんのみそ汁	
9	火	ご飯 牛乳	さわらの香味だれかけ 八宝菜 しそひじきあえ ぶどうゼリー	
10	水	麦ご飯 牛乳	米粉カレーライス アスパラガス入りツナサラダ 福神漬け ヨーグルト	
11	木	ご飯 牛乳	さばの塩焼き 卵の花サラダ 沢煮椀	
12	金	ソフトめん 牛乳	ミートソース 鶏肉のハーブ焼き(小1,2年1個、小3～2個) セミノールまたはオレンジ	
15	月	麦ご飯 牛乳	えびしゅうまい(小2個、中3個) マーボー豆腐 ひじきの中華あえ	
16	火	ご飯 牛乳	けんちんしのだのさっぱりあんかけ 肉じゃが きゅうりと塩昆布のあえもの	
17	水	サンドイッチバンズパン 牛乳	えびカツ アスパラガスのクリームシチュー 甘夏入りフルーツポンチ	
18	木	麦ご飯 牛乳	春巻き チンジャオロースー ピリ辛汁 ーロゼリー	
19	金	ご飯 牛乳	知多牛ハンバーグのおろしポン酢かけ ふきとツナのサラダ あかもく入りつみれ団子の煮みそ	食育の日
22	月	ご飯 牛乳	さけのみそマヨ風 生揚げのうま煮 切干し大根のごまあえ	
23	火	麦ご飯 牛乳	ハヤシライス かつおフレークのサラダ 冷凍みかん	
24	水	ご飯 牛乳	ししゃもフライのレモンソースかけ(小1,2年1個、小3～2個) トック入り中華スープ 海藻サラダ	
25	木	ご飯 牛乳	いかフリッター(小1,2年1個、小3～2個) ひじきと大豆の炒め煮 玉ねぎとじゃがいものみそ汁 りんごゼリー	
26	金	白玉うどん 牛乳	山菜汁 ちくわの磯辺揚げ たけのこのきんぴら アーモンド小魚	
29	月	ご飯 牛乳	ぎょうざ(小2個、中3個) にんじんのナムル 汁ビーフン 型抜きチーズ	
30	火	小型ロールパン 牛乳	やきそば レバー入り白ごまつくね(小1,2年1個、小3～2個、中3個) フルーツのレモンゼリーあえ	
31	水	ご飯 牛乳	さばの銀紙焼き 切干し大根のソース炒め けんちん汁	

令和5年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

4月 事業報告

- 1 文化センター・地区コミュニティセンター事業
なし
- 2 図書館事業
 - ・15日（土）～ 本のリサイクル
 - ・15日（土）～5月28日（日）MLA 連携企画 特別展示「於大の生涯 パネル展」
 - ・30日（日）ぬいぐるみおとまり会
- 3 郷土資料館事業
 - ・15日（土）～5月28日（日） 春の企画展「水野氏の娘 於大」

5月 事業計画

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・文化センター フラワーインテリア作り講座、お手軽パン作り講座
 - ・地区コミセン バード鉢を使った多肉植物の寄せ植え教室（藤江）
誰でもかんたんヨガ教室（卯ノ里）
ヨガとメンテナンス教室（森岡）
- 2 図書館事業
 - ・13日（土） プログラミング講座～ロボット「こくり」を動かしてみよう！～
 - ・28日（日）まで MLA 連携企画 特別展示「於大の生涯 パネル展」
- 3 郷土資料館事業
 - ・28日（日）まで 春の企画展「水野氏の娘 於大」
 - ・19、26日（金） 歴史講座「徳川家康の生涯」

令和 5 年度スポーツ課事業報告・事業計画

◇ 4 月 事業報告

- 1 スポーツ推進委員会
11日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館）
26日（水）スポーツ推進委員知多地区役員会（南知多町）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会
19日（水）第 1 回理事会（大府市）
- 3 スポーツ協会事業
13日（木）第 1 回役員会（はなのき会館）
27日（木）評議員会（はなのき会館）
- 4 第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
14日（金）第 1 回実行委員会（はなのき会館）
- 5 学校体育施設開放事業
11日（火）学校体育施設開放運営委員会・連絡会（はなのき会館・体育館）
- 6 スポーツ少年団
25日（火）スポーツ少年団第 1 回代表者会（はなのき会館）

◇ 5 月 事業計画

- 1 スポーツ教室
初心者キッズダンス教室を始め 6 教室 5/13から10/23
（子ども体育〔年少、年中火曜、年中木曜、年長、小学 1 年〕、初心者キッズダンス）定員20～24人
- 2 スポーツ推進委員会
2日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館）
13日（土）第 1 回モルック交流会（メディアスひがしうら第 2 グラウンド）
- 3 第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
24日（水）第 2 回実行委員会（はなのき会館）
28日（日）第 1 回ランニングスキルアップ教室（あいち健康の森）